

子どもの第三の居場所となる場所を提供する事業の実施に関する協定書


清瀬市（以下「甲」という。）、社会福祉法人子供の家（以下「乙」という。）及び公益財団法人日本財団（以下「丙」という。）は、乙による家庭及び学校の他に子どもの第三の居場所となる場所を提供する事業（以下「本事業」という。）の実施について、以下の内容に同意し、本協定を締結する。

（前提事項）


1. 甲、乙及び丙は、本事業が継続性を要する公共的な事業であることを確認する。
2. 丙は、乙との間で別途合意した内容に基づき、乙が実施する本事業に対して助成金（以下「本助成金」という。）を交付する。
3. 丙による乙への本助成金交付期間は、本事業運営開始日から原則3年間までとし、同事業終了が年度途中の6月30日以降で、かつ丙が事前に承認した場合は当該年度末（3月末）まで延期することができる。
4. 甲、乙及び丙は、本助成金の交付が終了した後も乙が本事業を継続し、甲が第6項に掲げる事項に関して協力することを前提として交付されるものであることを確認する。この場合、本事業とは、後述の「本事業の継続」に規定する「本事業若しくは類似事業」とする。

（本事業の内容）

5. 本事業は、乙が次の各号に掲げる事項を実施することを内容とする。
 - (1). 子どもに対する放課後等の居場所の提供
 - (2). 子どもに対する学習支援の提供
 - (3). 子どもに対する生活習慣の形成支援
 - (4). 生活困窮世帯とその子どもに対する相談支援等
 - (5). 甲の関係部局及び外部の関係機関との連携・調整
 - (6). 前各号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策全般に関すること
6. 甲は、次の各号に掲げる事項を実施することにより、乙による本事業の実施に協力するものとする。
 - (1). 貧困世帯に対する本事業の周知
 - (2). 本事業の対象となる児童の乙への紹介
 - (3). 本事業に関する乙との連携・調整



（本事業の継続）

7. 乙は、法令、条例等に反しない限り、本助成金の交付終了後も継続して本施設におい
- 

て本事業若しくは本事業に類似する事業（以下、「本事業若しくは類似事業」という）を実施することに同意し、そのために必要な措置を講ずるものとする。また、甲は、第6項に記載の事項について引き続き協力するものとする。

（設備等の継続利用）

8. 乙は、本助成金の交付終了後も継続して本事業若しくは類似事業を実施するに当たっては、本助成金の交付期間中に乙が本事業のために取得し、又は工事、加工等を加えた不動産及び動産（以下「本設備等」という。）を継続して利用するものとする。ただし、次項に規定する丙の承認を得た場合には、この限りでない。
9. 第三者の所有権その他の権利を侵害する場合等、本設備等の利用の継続が困難となったときは、乙はその理由を丙に説明し、丙の承認を得るものとする。

（運営品質の維持及び向上）

10. 乙は、本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を実施し、本事業の運営品質の維持と向上に努めるものとする。
 - (1). 丙が派遣する評価員による本事業の定量的評価と改善提案の受入
 - (2). 丙が実施する研修会及び講習会への本施設従業員の参加
 - (3). 丙が本事業に関連する事例、ノウハウ等をまとめたマニュアルの利用

（事業報告及び計画の提出）

11. 乙は、本助成金の交付期間が終了する日の9か月前までに、次の各号に掲げる報告書等を作成し、甲及び丙に提出する。
 - (1). 本助成金の交付期間中の活動報告書
 - (2). 本助成金の交付期間中の経費計算書
 - (3). 本助成金の交付期間が終了した後の本事業若しくは類似事業の実施計画

（その他）

12. 甲は、乙による本事業に関して、事業の実施又は継続が出来なくなった場合においても、金銭、財産的負担その他一切の負担を負わないものとする。
13. 丙は、乙に対する補助金・助成金その他の金員の交付等に関する審査や決定に際しては、丙の内部規程等及び関連する法令、条例等に従って、必要な手続を行う。
14. 乙は、本助成金の交付期間が終了した後、次の各号に掲げるような事項が生じ、本事業の継続が困難になった場合には、本事業又は本事業に類似する事業の終了を丙に申し出ることができる。乙及び丙は、別途協議によりその詳細を定める。
 - (1). 本設備等が使用に耐えない場合

- (2). 乙が努力しても、運営に必要な人材が確保できない場合
- (3). 甲乙が利用者の募集に努めても、十分な利用者が確保できない場合
- (4). 法人の解散等により乙又は乙に代わる運営者が確保できない場合
- (5). その他合理的な理由により本事業を継続することが困難である場合

15. 本協定書に規定した事項に関する疑義又は本協定書に定めのない事項については、甲乙丙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

以上の内容に合意したことを証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通ずつ保管する。

令和3年3月21日

甲 東京都清瀬市中里5丁目842
清瀬市
市長 渋谷 金太郎



乙 東京都清瀬市松山3丁目12番17号
社会福祉法人子供の家
理事長 江川 修己



丙 東京都港区赤坂1丁目2番2号 日本財団ビル
公益財団法人日本財団
会長 笹川 陽平

